

社会的弱者・マイノリティ研究についての一視角 (1) —グローバルゼーション・国民統合・中間団体—

秋富 創

〔キーワード〕社会的弱者、マイノリティ、グローバルゼーション、国民統合、中間団体

はじめに

我々が暮らしている現代社会においては、多様性（ダイバーシティ）や多文化共生などの必要性が叫ばれる一方で、未だに人びとの特定の属性—国籍・民族・性別・出自・身体および精神的特徴・性的指向など—に対する差別・偏見・中傷などが後を絶たない。たとえば本年3月、神奈川県川崎市ではヘイトスピーチの事前規制に関するガイドラインが施行されたが、この運用をめぐる「表現の自由」を訴えるある団体と、ヘイトスピーチに反対する勢力とが対立を繰り返しているし、7月には自民党のある国会議員が、「LGBTには『生産性』がない」という趣旨の文章を雑誌に寄稿し、物議を醸した。さらに8月には、ある私立医科大学が長年にわたり、入学試験において女子受験生を一律減点していたことが発覚した、といった具合である。

本稿は、ただこのような特定の属性を有するというだけの理由から、未だに社会において理不尽な扱いや不利益を受け続けている、社会的弱者やマイノリティ（社会的少数者）と称される人びとに対する理解を促進し、21世紀に相応しい真の共生社会を実現するための一助として、1990年代以降に進展した国民国家論をも念頭に置きつつ、この問題についての包括的・統合的研究に向けた視角の一例を、細やかながら提示するものである。

I グローバリゼーションと国民国家の形成

1 「他者」の発見と「われわれ」の形成

いわゆる「地理上の発見」以来、地球上の遠隔地が、交通・通信手段の飛躍的發展によって相互に結びつけられ、ヒト・モノ・カネなどの移動が著しく増大することで、人びとは、日常的な生産・消費を通じて緊密に結びつくようになる一方で（グローバルな社会的分業の展開）、社会に存在する様々な資源が商品化されて、人びとの生活のあらゆる局面には、市場が網の目のように張り巡らされるようになった（グローバルな市場経済の展開）¹。人びとはもはや、物理的に「グローバル」であることから逃れられないばかりか、意識的にも自分たちが「グローバル」である、すなわち、自分たちの目の前で世界の一体化がまさに進行しているのだ、と認識するようになったのである²。人びとは、「グローバル」な市場社会の中に統合・包摂されるとともに、この中では、取引する主体として互いに均質的な存在となる。

他方で「地理上の発見」とは、絶えず「他者」を発見し、地球的規模で彼らと交流する過程

でもあった。このような「他者」の発見を通じて、これまで一度も会ったこともなく、何ら共通した接点を持ち合わせなかった人びと同士が、共通の言語・国旗・国歌・モニュメント・神話・歴史・文化といった人工的な装置に媒介されながら、次第に「われわれ」という意識を形成するようになる³。この際、ある特定の宗教・慣習・言語などを共通の属性としている支配的な集団（エスニー）が、国家の枠組みである領域を確保し、他のエスニーを自己の領域ないしは統治構造に取り込んでいくのであり、まさにその過程で、このようなエスニーこそが、法的一元性・経済的一体性を有する国民国家を形成する主体となるのである⁴。ここでは、人々の多様な帰属のあり方がネーションへと一元化されて、「われわれ」と「他者」へと分割されるとともに、多様なアイデンティティの中で、ナショナル・アイデンティティが特別の地位を占めるようになる。さらに、どの範囲までを「われわれ」にするのかは、かなりの程度恣意的あるいは偶然であり、支配的な集団は、なかば暴力的に境界線を設定するのであって、このとき境界線上にいた人々は、強制的に「われわれ」の中に編入されることになる⁵。人びとは「グローバル」な市場社会に包摂され、「他者」を発見する中で、彼我の差異を認識することになったが、これは「彼」を差別・排除する可能性にもつながっていくのである。

2 明治政府と国民統合

地球上の他の地域に先駆けていち早く産業革命を達成し、資本主義国としての体制を整えた欧米列強は、19世紀後半には普通選挙制度の導入などによって、国民国家としての統合を強めていくと同時に、新たな植民地の獲得を目指して世界分割競争に乗り出した。国民国家と帝国主義がこのように19世紀の同時代現象として現れる中⁶、新生明治政府は、欧米列強と肩を並べることができる国民国家＝大日本帝国を速やかに建設するために、疑似宗教とでも言うべき天皇制の下、国民統合を推し進めて「われわれ」という意識を醸成する一方で、「万国公法」と呼ばれる欧米中心の国際秩序の中、外国と相対したり、後には植民地を獲得したりすることを通じて、本国—植民地—外国という、「われわれ」と「他者」の重層的な関係性を構築し、この両者を区別あるいは差別するための境界線の設定に乗り出した。

国内では廃藩置県直前の1871年4月（旧暦）⁷、「治道之基ニシテ凡百之御政事はヨリ不生ルハ無ク」、「不明ニ候テハ教化仁恤之道モ不相立」⁸と称された「戸籍」を整備するため、戸籍法（太政官布告第170号）⁹が制定されて、翌年にはいわゆる「壬申戸籍」が編成された。これは、華士族平民を問わずに居住地に基づく一元的な戸籍を編成して、「族属固有ノ門地ヲ破リ断然四民平均ノ権利ヲ与」えることを意図しており、華士族を含めた「一般臣民」観念の創出＝国民統合の推進によって、ナショナル・アイデンティティを構築し、後の徴兵制＝国民皆兵主義への道を切り拓くものであった¹⁰。戸籍法の前文においては、「人民ノ各安康ヲ得テ其生ヲ遂ル所以ノモノハ政府保護ノ庇蔭ニヨラサルハナシ、去レハ其籍を逃レ其数ニ漏ル、モノハ其保護受ケサル理ニテ自ラ国民ノ外タルニ近シ、此レ人民戸籍ヲ納メサルヲ得サルノ儀ナリ」¹¹と記され、戸籍から外れた者は国民ではないことが示唆されていたが、これは逆に言うと、ともかく戸籍に記載されさえすれば、国民として政府の保護を受けて安全に生きることができ、「われわれ」として認められることを意味していた。

しかしながら、このような戸籍制度の整備を嚆矢とする国民統合の推進にあたっては、全国民が一律の扱いを受けたわけではない。当時の政府にとっての国策である富国強兵に資する、頑強・壮健で働くことができ、かつ、可能ならば資力のある¹²（戸に属する）成人男子が、「われわれ」という社会の正式な構成員＝「1級市民」と認定されると同時に、この社会を維持するための「会費」として、血税（徴兵）および租税の義務（すなわち軍事と財政のコスト）を応分に課せられる一方で¹³、これらの条件を満たし得ない国民は、暗黙のうちに事実上「2級市民」として位置づけられることになったからである。この中には、貧民・女性・子ども・高齢者・障害（不具廃疾）者・疾病者・被差別部落民・少数民族といった、いわゆる現代で言うところの、社会的弱者・マイノリティ¹⁴が含まれたのであり、政府は彼らに対して、カテゴリーごとに別々の対策を講じることになった。次章ではその中の2つについて、明治初期における動向を考察する。

Ⅱ 明治初期における社会的弱者・マイノリティ対策

1 被差別部落民《1級市民としての偽装認定》

(1) 被差別部落民の起源と権利・義務

被差別部落民¹⁵の由来に関しては大別すると、「中世起源説」と「近世政治起源説」が存在しているが、特に後者については、豊臣期説、寛文・延宝期（1661～81年）説、豊臣期～江戸前期説など諸説あり、未だに解釈は一元化されていない¹⁶。しかしながら、一昔前よく言われた、「江戸幕府が民衆を分断支配するために、士農工商穢多非人の身分制度を作った」ことに直接その起源を求めるといふ説は、現在では完全に否定されており¹⁷、その意味では、上古以来の日本人特有の宗教・職業意識という長きにわたる伝統の上に、鎖国を契機とした近世部落の完成＝「部落のネットワーク化」¹⁸という、為政者の政治的・経済的意図を重ね合わせる考え方は、バランスが取れていて妥当な解釈のように思われる。

川元祥一の整理によると、部落差別の原因は、日本古来より存在する「忌穢」と「触穢」という2つの観念連合と結びつけられた、ケガレに触れてそれを日常性に再生する（「キヨメ」を行う）という行為・職業が、近世において世襲を基本とする身分制度と一体化したことにある¹⁹。江戸時代に被差別民が携わっていた主な仕事としては、斃牛馬処理・皮革生産、下級警察業務、仕置・断罪御用（行刑役）、祭礼の先導役といったものがあるが、いずれも死体や犯罪といった「ケガレ」に触れて「キヨメ」を行う、「ケガレ」を吸収して「聖なる時空」を作るといった、社会における必要不可欠な機能の一翼を担っており、同時にそれらは、彼らだけに課せられた独自の「公務」でもあった²⁰。たとえば、関東や江戸の被差別民（長吏〔穢多〕・非人・猿飼・乞胸）の支配者・代表者として君臨した長吏頭・弾左衛門（第6代集村）が1725年、幕府の求めに応じて提出した『弾左衛門由緒書』においては、「お役目として、命令を受け次第、絆綱、陣太鼓、時の太鼓、陣用の皮類を差し上げます」「お仕置きの役として、遠島、さらし、磔、火罪、獄門、鋸引き、文字彫り、耳鼻削ぎ、切支丹改め、鍋銅などを務めます」といった具合に、彼らの「公務」について触れられる一方で、「灯心商いのことについては、

お仕置き役を務めていることがその由緒になっています」[「灯心細工と灯心売りの商いは、古来私一人の家業であり他の者はおこなえないことになっています」といった主張が展開されていたのであって、関東・江戸の被差別民の支配者・代表者たる彼においては、まさに「義務としての公務」と「権利としての専売権」が一对となって認識されていたのである²¹。

その一方で、幕府にとってみても、弾左衛門や被差別民は、江戸の都市政策を遂行するにあたり必要不可欠な存在であった。特に、飢饉や経済政策の変化のたびに増加する、野非人と呼ばれる無宿（ホームレス）への対応をめぐっては、「野非人制道」という施策の実行を彼らに請け負わせ、事実上全ての対策を丸投げしていたのである²²。社会において露骨に差別され、蔑まれるという条件の下ではあるが、体制側からすると彼らは、社会秩序を安定させるための編成原理の中にきちんと組み込まれており、まさに「中間団体」＝「社団」²³としての役割を果たしていたと言える。

(2)「賤民廃止令（解放令）」の公布

幕末維新期になると、弾左衛門たち被差別民をめぐる社会環境は劇的に変化することになったが、幸か不幸か、それは彼らの予想をはるかに超えるものであった。最後の弾左衛門、第13代集保は、戊辰戦争、鳥羽・伏見の戦いから間もない1868年1月10日、長年の悲願であった「身分引上げ」の伺いを幕府老中に提出したが、その3日後、町奉行に呼ばれ、その身分を引き上げ、以降「平人」とする旨を申し渡された。彼は幕府に対して執拗に、配下の手代65人の身分引上げや、全被差別民の段階的な身分引上げを求め続け、後者については、幕府崩壊による時間切れでとうとう実現は叶わなかったものの、新政府が樹立されてからも引き続き、皮革の集約・製造などの独占権保持を前提に、支配下の全被差別民の段階的「身分引上げ」を求める「醜名除去嘆願」を提出する、などの政治工作に奔走した²⁴。

他方で、新政府樹立直後の立法府である公議所においては、全国統一的な近代制度を作り出してゆくにあたり、穢多身分を別扱いすることの不具合が様々な場面で明らかになった。たとえば1869年4月に、「街道の距離表示の統一」が議論された際には、大半の公務人（議員）が「穢多の称を廃し」て「凡民」とすべきであるとの意見であり、「里数改訂」の上申とともに「穢多の諸役免除の特権を解き、一般農民とともに労役を務めさせるべきだ」との提言が政府に出された。従来各地長吏・かわた集落は、街道の維持管理や荷役（いわゆる小物成）を免除される「特権」を享受していることが多かったが、街道の労役を里数によって定める観点から、彼らの集落は里数計測の対象から外されており、全国の街道の距離が公式値と実値とで大きく異なるという奇妙な状態が生じていたからである²⁵。さらには、公務人の中には、人は生まれながらにして平等であり、いかなる権力によってもこれを制限したり束縛したりすることはできない、という天賦人権論を唱える者も出現していた²⁶。

公議所が廃止されて議論がいったん収束した後、政府は、当時（民部省と事実上統合されていた）大蔵省の役人だった渋沢栄一が中心となって、四民平等の考えに則った戸籍編成案と賤民身分廃止布告の草案を作成した²⁷。太政官は1871年3月、突如「斃牛馬勝手処置令」（太政官達第146号）²⁸を通達して、伝統的に長吏・かわたが独占していた（民衆には禁忌されていた）

斃牛馬処理の権利を開放し、牛馬の持ち主による自由な処理・売買を認めた。弾直樹（弾左衛門を弾内記と改名し、それを再改名）は、すぐさま兵部省に「処置令復活要求」を提出して強力に工作し、兵部省の理解を取り付けたものの、結局兵部省の打診を受けた東京府の「引き延ばし策」に遭い、その願いが聞き入れられることはなかった。同年8月28日には太政官布告第448号が出されたからである²⁹。

この布告は、「穢多非人等ノ称被廢候条、自今身分職業共平民同様タルベキ事」³⁰というごくごく短い内容からなり、一般的には、「賤民廃止令」「解放令」といった通称で呼び習わされてきた。前述した公議所の公務人たちのように、ここに、幕末維新期に活躍した人びとの開明的な意志を汲み取ることも可能であろうが、実際にこの布告の原案を、極めて短期間のうちに仕上げたのは大蔵省であった。彼らは、近い将来着手することになっている地租改正を見据えて、従来「除地」として免税され、転売の対象となり得ない可能性のあった、賤民身分の人びとの居住地にも課税すべく、全国一律の税制確立を目論んでいたのである³¹。

(3)「特権」の喪失と「解放令反対一揆」

「解放令」は、漸次村々に伝えられていった。公布直後から、すでに穢多とそれ以外との村民との間の確執や、穢多の経済的な困窮を示す記録が散見されているが、「解放令」後、身分と表裏一体の特権的な職業を失った被差別民たちの、混乱と困窮が一層深刻になったことは想像に難くない。たとえば、現兵庫県のある部落では「解放令」後、百姓をするように仰せつかったが、それだけでは生計を立てるのが難しく、「乞食非人同様」の者もいると報告されているし、部落の住民一同で、今後は部落民の徴表とされるような履物製造、斃牛馬処理、皮革業などに従事しないという取り決めを行ったところもあるものの、現実には生活の糧を確保するために、それらの仕事を継続したところが多かったとも言われる³²。「解放令」から3ヶ月経った1871年11月には、浅草田町に住むある人物が新政府に有名な上申書を提出するが、この中では、(旧)長吏・非人・乞胸らの生活が布告以降かえって困窮し、布告が出たからといって、一般の町人たちが長吏・非人らと付き合うようにはなっていないこと、結局「菰をかぶって道路に打ちふしている者もあちこちに見られる」との実態が報告されている³³。過半の部落民は解放後もいたるところで、「市街ヲ徘徊シテ食ヲ乞ヒ」「乞食体ニテイズレモ日々物資貰ヒナドニ出デ」「極貧ノモノハ物貰袖乞ニ出ルモアリ」という状態を抜けきれなかったのであり、江戸時代、職業として与えられていたさまざまな特権を失ってしまった彼らからすると、結局「解放令」で実際に得たものは、「税金を払わなければならなくなったこと」と「兵隊にゆかねばならなくなったこと」の2つに過ぎなかったのである³⁴。

しかしながら、被差別民たちの苦しみはこれだけでは終わらなかった。民衆は世替わりに期待を託していたが、為政者が交代しても生活は一向に好転しないばかりか、これまで身分制度によって自分たちと隔絶した存在だったはずの部落民のみが、あたかも地位を上昇させ、自分たちと肩を並べる存在になりつつあることに不安と恐怖を覚え、露骨な排除の挙に出るようになったからである³⁵。たとえば、滋賀県のある村では、本村が「解放令」を枝村の部落に伝えなかったため、部落民がこれに抗議する騒ぎが起こっているし、兵庫・岡山・福岡などの6カ

所の村では、農民らの要望を受けて「解放令」を一時的に撤回している。「解放令」から2年経った1873年には、西日本の各地で「解放令」に反対する一揆が次々と起こっているが³⁶、これら「解放令反対一揆」³⁷の中でも歴史上よく知られているのが、いわゆる「美作騒動」である。かねがね政府の新政令に不平を持っていたある農民による、「白衣を着たあやしい者が村内をうろついている」という作り話に端を発し、暴徒と化した村民が戸長宅、小学校、部落民宅などを次々と襲撃・放火し、ついにはこの地方でも最も大きな部落の1つがある津川原村を襲って、死者18名、負傷者11名、家屋破壊155戸（うち部落民宅51戸）、家屋焼失277戸（うち部落民宅263戸）といった甚大な被害をもたらすとともに、首謀者15名が断罪に処せられたのである。村内において部落民に対する襲撃が苛烈だったことからして、この一連の暴動は、一見すると「解放令」反対から起こったようにも見えるが、実際にはそればかりではなく、当時の民衆が、政府の新政令全体に強い不満を持っていたことに起因し、徴兵令・地券公布・学制・断髪・屠牛などに対する反対・反発が主な原因であった。そのため、政府の命令の伝達者である戸長に攻撃の矛先が向けられるとともに、鬱積した感情を叩きつける「弱い者いじめ」の対象として、部落民が選ばれたのである³⁸。部落民は「解放令」後、制度的には「1級市民」と認定されて、従来の特権を喪失するかたわら、血税と租税という新たな義務を課される一方で、社会的には依然として「2級市民」と認知され、民衆から排除され続けたと言えよう。彼らはまさに、「1級市民としての偽装認定」を受けたのである。

2 貧民としての高齢者・子ども・障害（不具廃疾）者・疾病者《2級市民としての認定》

(1)「恤救規則」の公布

明治初期の救貧行政を大別すると、時期については、[1] 廃藩置県以前（府県藩三治の時期）および[2] 廃藩置県以後、救助対象者については、[1] 罹災窮民および[2] それ以外の窮民（①鰥寡孤独老幼廃疾などの「無告の窮民」、②作柄不良や糸価変動などの理由でぎりぎりの生存しかできない貧農層、③流民乞食・都市貧民）、に分けることができる³⁹。

廃藩置県以前の救貧行政は、形式的には府県藩三治の体制であるが、事実上は府県と藩の二元体制になっており、[1] 府県については中央政府任命の地方官が、1869年7月の「府県奉職規則」（太政官第675号）⁴⁰やその他の布達に基づき、罹災窮民と上記①のみの応急救助を専決できるとし、罹災貧民と①の日常的救助および②の全ての救助に関しては、地方官の専決を許さず中央政府の許可が必要とされる一方で、[2] 藩については、引き続き従来の藩独自の救貧施策—たとえば夫食・種籾・農具などの貸付—に依存した⁴¹。

廃藩置県以後には全国統一の救貧行政が施行されることになったが、1871年7月の「県治条例」および「窮民一時救助規則」（太政官達第623号）⁴²においては、罹災窮民の応急救助について、地方官の専決権の範囲が、従来のような15日分の食糧給付に加えて家屋料・農具料の貸付にも拡大される、といった程度に変更されただけであり、罹災窮民の応急救助を超える部分や、それ以外の窮民に対する事務については、相変わらず中央政府の許可が必要とされた。ここで言う罹災には、大水・火災のような突発的事故のみならず、旱害などによる凶作といった持続的事故に起因するものも含まれているのであり、富国強兵を第一のスローガンとする当

時の政府からすると、将来の財源維持につながる貧農＝罹災窮民の救助こそが最優先課題であって、労働能力のない、したがって租税を払う見込みのない、これ以外の窮民の救助に関しては、積極的に保護すべき理由を見出すことはできなかったのである⁴³。

しかしながら、1873年を頂点とする、全国的な反政府的農民一揆の高まりという事態に直面すると、さしもの政府も、人心収攬のためのあらゆるチャンスを見いだす必要性に迫られるようになり、最終的には74年12月、罹災窮民以外の「無告の窮民」に関する救助規定である「恤救規則」(太政官達第162号)⁴⁴の公布および、翌年5月、内務省から府県宛の「窮民恤救申請調査簡条」(内務省達乙第85号)⁴⁵の通達に至る。両者においては、「救貧」ではなく「排貧」とでも言うべき厳しい制限主義が貫かれており、「済貧恤窮」は本来「人民相互の情誼」によって解決されるべき事柄であるという大前提の下、それにもかかわらず、当人が独身で、老幼・廃疾・疾病などによって全く労働能力がなく、事実赤貧で他に誰からの援助も全く受けられない「無告の窮民」の場合、あるいは独身ではなく家族がいても、その家族が老幼・廃疾・疾病などである場合には、地方官が内務省に予め伺いを立てることなく、50日以内の分の米に相当する給付金支給を専決する、といったことが謳われていた⁴⁶。

「恤救規則」に代表される明治初期の救貧行政では、前近代的な村共同体的救済、家的扶養、共同体上の個人的道義による救済、を意味する「人民相互ノ情誼」が重視され⁴⁷、それが法的義務であり、国家財政に負担をかけないため、国に対して人民が負う義務とされた。人民がその義務を履行しないため、やむを得ず国が窮民を保護するというのが恤救規則の論理であり、したがって国の保護は全く恩恵的・恣意的・専制的であり、ましてや国には公的扶助の義務などなかった。「人民相互ノ情誼」は国に対する人民の義務であり、貧民に対する彼らの義務ではない一方、貧民の方にも、国や親戚・地域社会に対して保護を要求する権利、すなわち保護請求権はなく、彼らからの保護を恩恵として受け取るだけであった。したがって、給付を受ける者は、国に対してのみならず地域社会にとっても「厄介」な負担として観念されることになり、参政権の如き公民としての能動的な地位を喪失する場合があるのはもとより、戸別外処分を受けたり、非政治的な日常の共同体的なつきあい関係からも疎外されたりして、軽侮の対象とさえなった⁴⁸。まさに彼らは社会から、「2級市民」と認定されることになったのである⁴⁹。

(2)「脱籍無産の徒」への対応

このように政府は、将来の財源維持に寄与する貧農＝罹災貧民の救助を優先する一方で、財源維持には寄与しないものの、「人民相互の情誼」に依存することができない「無告の窮民」に対しては、恩恵的・制限的な救済措置を施すという方針を立てていた。これ以外には当時、本籍地を離れて浮浪し都市に流入してくる「脱籍無産の徒」がおり、これは上記③で挙げられた「流民乞食・都市貧民」とほぼ重なっている。明治初期の政府は、これら「脱籍無産の徒」の中に「変革過程で創出された政治的窮民」、すなわち没落した士族たちが含まれていることを重視し、主に治安対策の観点から、労働能力のある窮民が自活できるように生業を身につけさせたり、道徳的な矯正を施したりする事業を展開した⁵⁰。

たとえば、この時期の監獄は、江戸時代の寛政年間に設置された石川島人足寄場が起源と

なっていたが、ここは「罪人ヲ禁鎖シテ之ヲ懲戒セシムル」⁵¹だけではなく、尊属親の請願により不良の子弟を收容したり、復籍の難しい脱籍無産の徒に対しては、「罪因ト區別シ工芸を習慣セシメ独立活計ノ目途ヲ立然ル後本人望ミノ地へ入籍セシ」⁵²めたりするような、「懲治監」を備える授産施設でもあった。1873年に制定された、現在の刑法に相当する「改定律例」(太政官布告第206号)の中の「逃亡条例」⁵³においては、「脱籍逃亡」した者は処罰の対象となることが規定されていたが、1877年の太政官布告第76号⁵⁴でこの条文自体が削除された上で、同年の太政官達第95号⁵⁵において、本人の希望により本籍地に戻るか、現在地への寄留または転籍するかを選ぶことができるようになった。さらに、「目下生活ノ道ナキ者ハ授産場又ハ懲役場(罪人ト別異ス)ニ入レ之レヲ使役スル等其便宜ニ従フヘシ」と規定され、まさに当時の政府が、監獄を授産施設として認識していたことが窺える。ただし、当時の警視庁達が、行旅病人や「瘋癲ヲ発シ候者」を監獄送りにしていたことから、病弱の者が多数收容されていたことが推測され、監獄全体としては主として、労働能力のない窮民、未成年の少年などを收容する施設としての役割を担っていたと思われる⁵⁶。

養育院(現東京都健康長寿医療センター)は1872年10月、当時の営繕会議所が、松平定信が定めた江戸の貧民救済資金「七分積金」を原資として設立した施設であり⁵⁷、ロシア・ロマノフ家のアレクセイ大公来日を契機として、東京府下の浮浪・乞食を狩り込み、收容することを目的にしていたと言われる。翌年出された通達で明らかなように、当時乞食については、上述したような刑事政策(監獄への收容)に委ねるか、養育院に送致するか、のいずれかの措置が採られたのであり、養育院は、労働可能か不可能か、東京府戸籍かそうでない(他府県の籍あるいは無籍)か、によってその処遇を分け、労働可能な者については、日雇会社への引き渡しや院内授産という形で就労させ、他籍の者については地元へ送還するか警視庁に引き渡し、という原則的措置を講じていた⁵⁸。

特に養育院において顕著であるが、総じて明治初期においては、「脱籍無産の徒」に対しては、当座の糊口を凌がせるための、それなりの授産や就労を施すのみであり⁵⁹、行政がこの時点で将来の本格的な資本主義社会に備え、血税と租税の義務を果たす「1級市民」を創出すべく、彼らを頑強・壮健な労働者に陶冶する、といった対策を本気で考えていたわけではない。「脱籍無産の徒」に対する救済行政はあくまでも、「変革過程で創出された政治的窮民」を念頭に置いた治安対策の一環であり、その懸念が一段落する1881年には、労働能力のある者の養育院への收容願い出が禁止され、既に收容されている労働能力のある者については、退院が促されるようになったし、翌年の東京府議会においては、入院資格者が「府下在籍」の「老幼廢疾不具等ノ单身者」、すなわち「恤救規則」該当者に限定される(この部分については国庫負担)とともに、残留している「恤救規則」非該当者のみへの地方税支弁の決定、という事態に至った⁶⁰。さらには、「脱籍無産の徒」を授産目的で收容する監獄制度も、1881年の「監獄則」によって消滅したのである⁶¹。明治初期において浮浪・乞食は、行政によって「2級市民」のまま放置され続けたと言える。

(3) 救貧行政と被差別民

最後に、明治初期における救貧行政と、前節で取り上げた被差別民との関連性について言及しておきたい。江戸時代における都市政策、特に「野非人制道」と呼ばれる無宿対策が、被差別民なしでは立ち行かなかったことは前述した通りであるが、長吏頭・弾左衛門支配下の江戸の非人社会は、野非人・無宿対策だけにはとどまらず、「何らかの世話が必要だが、それをする者がいない」人びと、たとえば元罪人・身寄りのない病人や少年・行き倒れ人、といった広範な人びとを「抱非人」として迎え入れて、非人小屋に住まわせたり、仕事を与えたりしていたのであり⁶²、まさに「恤救規則」が言うところの「人民相互ノ情誼」を独自に実現させていた。幕末維新期の混乱で、失業した士族も含めて、浮浪・乞食化した民衆が激増したことにより、新政府が1869年9月、「東京中非人乞食共此度於本府夫々取調、廢疾老幼ノ外壯健の者ハ旧里へ引渡候ニ付、藩県ニテ受取候」(太政官布告第883号)⁶³という「乞食追い出し令」を公布する一方で、東京府は前述した「七分積金」を基に、同年2月には三田教育所を開設し、「鰥寡孤独ノモノハ勿論、其他厄介ニシテ活計相立チ難ク、飢渴ニ及ブ可キ族ハ御撫育成シ下サレ候」という方針の下、収容者には織物・製糸・紙すき・開墾・鼻緒製造といった授産事業が提供された⁶⁴。さらに、同年9月には高輪教育所が開設されたが、ここは弾内記に管理運営が任された非人・乞胸・願人専用の施設であり⁶⁵、やはり収容者には「農業・草取・土片付・ごみ溜掘浚」「荒地開墾」「道普請」といった授産事業が提供された。この後72年10月には三田教育所が廃止される一方で⁶⁶、「解放令」によって「収容すべき人員が消失」してしまった高輪教育所も、同月廃止の上で改めて民間人に委託されることになったが⁶⁷、江戸時代から「人民相互ノ情誼」の伝統を継承する明治初期の被差別民社会が、当時彼らと一体化していた(と一般的に思われていた)浮浪・乞食を救助する「主体」として、一時期新政府から期待されていたことは注目に値しよう。明治初期においては、救貧行政、特に授産事業と被差別民の問題はまさに渾然一体となっていたのである⁶⁸。

(次号に続く)

注

- 1 伊豫谷登士翁『グローバリゼーションとは何か』平凡社、2002年、64-66頁。
- 2 グローバリゼーションには経済面と意識面の2つがあり、現代社会では特に人権や環境といった分野において「意識のグローバル化」が世界的に進展し、「地球市民意識」を醸成することによって、「経済のグローバル化」の動きをチェックし、これに対抗しようとする勢力が現れている。西川潤『新・世界経済入門』岩波書店、2014年、20-49頁「第1章 グローバル化 vs. 地域化」。このような視点は、本稿Ⅲ(次号)において生かされる。
- 3 伊豫谷、前掲書、66-67頁。
- 4 谷川稔『国民国家とナショナリズム』山川出版社、1999年、70-72頁。
- 5 伊豫谷、前掲書、69-71頁。
- 6 正村俊之『グローバリゼーション』有斐閣、2009年、60-61頁。
- 7 本稿では以下、年に加えて月日が表示されている場合は全て旧暦である。
- 8 『明治2年 法令全書』内閣官報局、1912年、136頁。

- 9 『明治4年 法令全書』内閣官報局, 1912年, 114-138頁。
- 10 利谷信義「明治前期の身分法と徴兵制度—身分法における私法的性格の形成過程—」福島正夫編著『戸籍制度と「家」制度—「家」制度の研究—』東京大学出版会, 1959年, 341-343頁。
- 11 『明治4年 法令全書』115頁。
- 12 ここでは「頑強・壮健で働くことができ」とは、血税と租税の支払いが可能であることを、「資力のある」とは、25歳以上で直接国税を15円以上納め、1890年以降に召集される帝国議会（衆議院）選挙権を有することを意味している。
- 13 当時の政府は血税と租税を同一視しており、「兵役は国家に対する一種の労働地代」（野呂栄太郎）であった。利谷, 前掲論文, 345, 351頁。
- 14 ここで言う、社会的弱者・マイノリティとは、単に「数量的な少数者」というだけではなく、当該社会から「排除されている人びと」のことを指している。黒川みどり「「排除」と「包摂」／表象と主体化」黒川みどり編著『〈眼差される者〉の近代—部落民・都市下層・ハンセン病・エスニシティ—』解放出版社, 2007年, 序章, 6頁。「社会的包摂」と「社会的排除」については、阿部彩『弱者の居場所がない社会』講談社, 2011年, を参照。
- 15 「部落」という名称は、その言葉が本来持つ「集落」という意味と区別するために、明治後期に行政が「特殊（種）部落」と呼んだことに由来する。第2次世界大戦後には「被差別部落」、行政用語では「同和地区」と呼ばれている。角岡伸彦『ふしぎな部落問題』筑摩書房, 2016年, 17, 41頁。
- 16 一般社団法人部落解放・人権研究所「部落の歴史」。http://www.blhrri.org/old/nyumon/yougo/nyumon_yougo_09.htm (2018年9月1日閲覧)。
- 17 角岡伸彦『はじめての部落問題』文藝春秋, 2005年, 19-20頁。
- 18 塩見鮮一郎『部落史入門』, 河出書房新社, 2016年, 155-157頁。
- 19 川元祥一『部落差別の謎を解く』にんげん出版, 2009年, 78-79頁。川元は、これら身分・職業・忌穢および触穢感の3つを、「部落差別の3要素」と呼んでいる。
- 20 同書, 28-32, 45-62頁。
- 21 浦本誉至史『弾左衛門と江戸の被差別民』筑摩書房, 2016年, 250-251頁。この他にも、皮革、箆などの専売権を持っていたが、被差別部落民だけが携わった皮革は別として、灯心や箆を一般の農民や町民が扱う場合には、弾左衛門から許可を受け、決まった金額の許可料を支払うことになっていた。同書, 34頁。
- 22 同書, 65-70頁。「野非人」とは、主に貧困から住む場所や生活の糧を失ってしまい、(抱)非人向けの『非人人別帳』や平人向けの『宗門人別改帳』など、いかなる人別帳からも外れた人びとのことを指す。同書, 110-111頁。
- 23 柴田三千雄『近代世界と民衆運動』岩波書店, 2001年, 84-91頁; 同『フランス史10講』岩波書店, 2006年, 86-92頁。本稿Ⅲ(次号)において再び「中間団体」が登場するが、これは「社团」とは全くの別物である。柴田によると、フランス革命前の社会では、全ての正規の住民は何らかの「権利」を与えられ(すなわち何らかの「社团」に属し)ていたが、ユダヤ人、異端者、宿なし浮浪者はそこから除外されており、彼らは近世国家が考える社会にとっての「よそ者」であった。柴田『フランス史10講』87頁。被差別部落民は確かに社会において特殊な扱いを受けていたが、特定の生業に関する独占的権利を与えられていたという意味において、ここで言う「よそ者」ではなかった。
- 24 浦本, 前掲書, 209-215, 218-222頁。
- 25 同書, 222-224頁。

- 26 黒川みどり, 藤野豊『差別の日本近現代史』岩波書店, 2015年, 3-4頁。
- 27 同書, 4頁。
- 28 『明治4年 法令全書』102頁。
- 29 続く第489号(府県宛)では,「穢多非人等ノ称被廢候条, 一般民籍ニ編入シ身分職業共都テ同一ニ相成候様可取扱, 尤モ地租其外除蠲ノ仕来モ有之候ハ、引直シ方見込取調大蔵省ヘ可伺出事」とある。『明治4年 法令全書』337頁。
- 30 同書, 337頁。
- 31 黒川, 藤野, 前掲書, 4頁。
- 32 同書, 5-6頁。
- 33 浦本, 前掲書, 280頁。
- 34 宮本常一, 山本周五郎, 楫西光速, 山代巴監修『日本残酷物語3 鎖国の悲劇』平凡社, 1995年, 511, 529-30頁。
- 35 黒川, 藤野, 前掲書, 7頁。
- 36 角岡伸彦, 前掲書, 18-19頁。
- 37 これらの一揆参加者の主張に「徴兵令反対」も含まれていたため,「血税一揆」とも呼ばれる。大江志乃夫『徴兵制』岩波書店, 1981年, 64-67頁。「徴兵令」に先立って公布された, 1872年の「徴兵告諭」(太政官布告第379号)では,「西人之ヲ称シテ血税ト云フ, 其生血ヲ以テ国ニ報スルノ謂ナリ」と記されている。『明治5年 法令全書』内閣官報局, 1912年, 433頁。
- 38 宮本ほか, 前掲書, 515-523頁。
- 39 小川政亮「恤救規則の成立—明治絶対主義救貧法の形成過程—」福島正夫編著『戸籍制度と「家」制度—「家」制度の研究—』東京大学出版会, 1959年, 259-319頁。
- 40 『明治2年 法令全書』281-284頁。
- 41 小川, 前掲論文, 262-270頁。
- 42 『明治4年 法令全書』420-429頁。
- 43 小川, 前掲論文, 270-275頁。
- 44 『明治7年 法令全書』内閣官報局, 1912年, 372頁。
- 45 『明治8年 法令全書』内閣官報局, 1912年, 922-925頁。
- 46 同論文, 294-301頁; 吉田久一「明治維新における救貧制度」日本社会事業大学救貧制度研究会編『日本の救貧制度』勁草書房, 1960年, 第二編, 56-64頁。恤救規則は本来本人のみを救助の対象とし, その家族には及ばないものであったが,「窮民恤救申請調査箇条」第8条においては,「余ノ家人廢疾疾病老幼ニテ事実難捨置情故アラハ, 其者共ヘモ救助セシムルコトモアルヘキ」として, この旨具申するように記されている。『明治8年 法令全書』924頁。さらに, 1876年4月の内務省達第49号において, 50日内外の区別なく, 地方官による救助実施の専決が認められるようになった。『明治9年 法令全書』内閣官報局, 1912年, 572頁。小川政亮は, 恤救規則の歴史的意義として,「一窮老の扶助に至るまで中央政府の許可を求めさせ, 地方官の専行を許さぬ」という, 政府の従来方針が大きく修正された点を挙げている。小川, 前掲論文, 295頁。
- 47 吉田, 前掲論文, 61-63頁。
- 48 小川, 前掲論文, 315, 319頁。
- 49 上記注13で指摘したように, 当時の政府にとって血税と租税は同質的であり, 両者はともに, 1871年戸籍法で確定された, 再生産単位としての農家=戸に対して賦課されるべきものであった。したがって73年徴兵令では, 担税力確保の観点から, 現在の「戸主」および将来の戸主候補者としての「嗣子・承祖ノ孫」については, 徴兵が全面的に免除された。しかし, 象徴的には地

租改正に表れているように、資本主義の発展を保障するために土地に対する封建的な拘束が除去され、それに伴い封建的な身分拘束もある程度解放されていったことを受けて（移動の自由の保障、田畑勝手作りの許可、土地永代売買の解禁、分地制限の撤廃など）、その後数回にわたり改正された徴兵令においては、「戸主および嗣子・承祖ノ孫」といえども徴兵免除の要件が次第に厳格化されてゆくことになった。政府の立場からするとこのことは、「戸の維持＝担税力の確保」という従来の観点から、「家族の生計を保障する責任を持つ者の保護」という新たな観点への移行を意味したのであり、最終的には 89年徴兵令改正で事実上の国民皆兵が実現して、「其家族自活シ能ハサルノ確証アル者ハ本人ノ願ニ由リ徴集ヲ延期ス」という猶予要件が規定されることにより、徴兵制度と恤救規則の保護対象は一致することになった。すなわち、家族が不具廃疾などにより生計を立てることができない場合には、極めて困窮した状態であるという条件の下、本人は徴兵を猶予されるし、独身でなくても（家族と同居していても）給付を受けることができる、ということである。「済貧恤窮」を受ける「無告の窮民」はこの段階で、血税と租税を同時に免除（猶予）されることになり、まさに社会から「正式な2級市民」と認定される存在になったと言える。利谷、前掲論文、339-398頁。

- 50 副島望「明治前期における浮浪・乞食の福祉的処遇—わが国における労働者陶冶の試みを探って—」『社会福祉』第55号、2014年、173-186頁。山主政幸は、1871年戸籍法の一機能でもあった「脱籍浮浪取締り」を、「反政府的エネルギーの鎮圧および統御手段」と規定している。山主政幸「明治戸籍法の一機能—脱籍取締りについて—」福島正夫編著『戸籍制度と「家」制度—「家」制度の研究—』東京大学出版会、1959年、171-203頁。
- 51 太政官布告第378号「監獄則並図式」、「監獄則」緒言。『明治5年 法令全書』内閣官報局、1912年、362頁。
- 52 同「監獄則」第十条懲治監。同書、366頁。
- 53 『明治6年 法令全書』内閣官報局、1912年、262頁。
- 54 『明治10年 法令全書』内閣官報局、1912年、65頁。
- 55 同書、222-223頁。
- 56 副島、前掲論文、176-180頁。
- 57 東京都健康長寿医療センター「病院の歴史」。http://www.tmghig.jp/hospital/about/history/（2018年9月1日閲覧）。塩見鮮一郎『貧民の帝都』文藝春秋、2008年、62-67頁。
- 58 副島、前掲論文、180-181頁。
- 59 同論文、181-182頁。
- 60 中島久人「『慈善』の裏側—養育院のイデオロギー的正当化をめぐる—」黒川みどり編著『〈眼差される者〉の近代—部落民・都市下層・ハンセン病・エスニシティー—』解放出版社、2007年、第5章、141-142頁。養育院は1885年、現在の財団法人方式に近い、委託経営の形で運営されるようになり、地方税支弁は完全に打ち切られた。同論文、143頁。
- 61 副島、前掲論文、183-184頁。1881年の監獄則（改正）では、尊属親からの願い出に基づき、満8歳以上満20歳以下の「放恣不良の者」である「懲治人」を収容する「懲治場」の規定は設けられたが、「脱籍無産の徒」に関する規定はなかった。太政官達第81号「監獄則」第十七、十八条。『明治14年 法令全書』内閣官報局、1912年、306頁。
- 62 浦本、前掲書、137-142頁。
- 63 『明治2年 法令全書』363頁。
- 64 東京都港区役所編『新修港区史』1979年、436頁。
- 65 浦本、前掲書、224-226頁。

- 66 東京都港区役所，前掲書，437頁。
- 67 塩見『貧民の帝都』44-45頁。
- 68 養育院が1873年2月，上野護国院に移転するまでの短い間，元非人頭の長谷部善七が収容者の面倒を見ている。同書，65-73頁。

A viewpoint on research for socially vulnerable people and minorities (part 1)

AKITOMI Hajime

The purpose of this paper is to try to set up a comprehensive and integrated viewpoint on research for socially vulnerable people and minorities especially in consideration of the laws newly established in the *Meiji* era – *Kaihourei* and *Jukkyukisoku*. The former was the law for the emancipation of *hisabetsu-buraku-min* who had been heavily discriminated in Japanese society for centuries. The latter was the law for poor people due to old and young age, isolation, handicap and so on. Both laws were deeply connected to the national strategy of the *Meiji* government searching for able-bodied grown men who could contribute to conscription and taxation.

Keywords : socially vulnerable people, minorities, globalization, national integration, non-government body
